

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システム用プリンタ再リース

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

戸籍事務システムに使用するプリンタのうち現在平成 28 年 10 月から長期継続契約にて借入れを行っている 15 台について、令和 3 年 9 月末をもって契約期間の満了、現在、再リースを行っているところである。

当該機器については、スケールメリットをはかるために、現在別途長期継続契約中のサーバ（令和元年 11 月～令和 6 年 10 月末）及び端末機 262 台、プリンタ 120 台、スキャナ 26 台（令和 2 年 1 月～令和 6 年 12 月末）と合わせて、機器更新を一括で行う予定である。

また、再リースであれば新たな機器調達を行うよりも安価なものとなり、また、新たな機器を設置した場合に必要なシステム側での設定、構成管理等の業務も発生しないため、経済的に調達を行うことができる。

したがって、現在、再リースを行っている 15 台について、これらの案件と契約終期を合わせて機種更新を行うまでの期間、現行の機器一式を引き続き再リースを実施する。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍先例全集ほか2点（追録）

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により株式会社ぎょうせいと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

日本行政区画便覧ほか4点（追録）

2 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3 随意契約理由

当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有していないが、出版元に直接発注することにより、迅速かつ確実に調達ができる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により出版元である日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）